

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百四十三号）（抄）
（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定排出者）</p> <p>第五条 法第二十一条の二第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める者（以下「特定排出者」という。）は、次に掲げる者（第六号から第十一号までに掲げる者にあつては、常時使用する従業員の数が二十一人以上である者に限る。）とする。</p> <p>一 事業所を設置している者であつて、その設置しているすべての事業所（その者が法第二十一条の二第二項に規定する連鎖化事業者である場合にあつては、その同項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む。次条において同じ。）の原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二条第一項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の合計量が千五百キロリットル以上であるもの</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネルギー法」という。）第五十四条第二項に規定する特定貨物輸送事業者</p> <p>三〇五（略）</p>	<p>（特定排出者）</p> <p>第五条 法第二十一条の二第一項の政令で定める者（以下「特定排出者」という。）は、次に掲げる者（第六号から第十一号までに掲げる者にあつては、常時使用する従業員の数が二十一人以上である者に限る。）とする。</p> <p>一 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネルギー法」という。）第七条第三項に規定する第一種特定事業者又は省エネルギー法第十七条第三項に規定する第二種特定事業者</p> <p>二 省エネルギー法第五十四条第二項に規定する特定貨物輸送事業者</p> <p>三〇五（略）</p>

六 二酸化炭素（エネルギー（省エネルギー法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の使用に伴って発生するものを除く。以下この号において同じ。）の排出を伴う事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下同じ。）として別表第七の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素の排出量に一を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

七 メタンの排出を伴う事業活動として別表第八の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十一を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

八 一酸化二窒素の排出を伴う事業活動として別表第九の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に三百十を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

九 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該ハイドロフルオロカーボンの排出量に前条第四号から第十六号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第四号から第十六号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

六 二酸化炭素（エネルギー（省エネルギー法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の使用に伴って発生するものを除く。以下この号において同じ。）の排出を伴う事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下同じ。）として別表第七の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素の排出量に一を乗じて得た量が三千トン以上であるものを設置している者

七 メタンの排出を伴う事業活動として別表第八の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十一を乗じて得た量が三千トン以上であるものを設置している者

八 一酸化二窒素の排出を伴う事業活動として別表第九の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に三百十を乗じて得た量が三千トン以上であるものを設置している者

九 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該ハイドロフルオロカーボンの排出量に前条第四号から第十六号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第四号から第十六号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるものを設置している者

十 第二条各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十一の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該パーフルオロカーボンの排出量に前条第十七号から第二十三号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第十七号から第二十三号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

十一 六ふつ化硫黄の排出を伴う事業活動として別表第十二の中欄に掲げるものを行う者であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排出量に二万三千九百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

(法第二十一条の二第一項の政令で定める規模以上の事業所)

第五条の二 法第二十一条の二第一項の政令で定める規模以上の事業所は、次に掲げる事業所とする。

一 前条第一号に掲げる者が設置している事業所のうち、原油換算エネルギー使用量が千五百キロリットル以上であるもの

二 前条第六号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第七の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生するものを除く。）の排出量に一を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

三 前条第七号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第八の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算す

十 第二条各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十一の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該パーフルオロカーボンの排出量に前条第十七号から第二十三号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第十七号から第二十三号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるものを設置している者

十一 六ふつ化硫黄の排出を伴う事業活動として別表第十二の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排出量に二万三千九百を乗じて得た量が三千トン以上であるものを設置している者

る方法により算定されるメタンの排出量に二十一を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

四 前条第八号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第九の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に三百十を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

五 前条第九号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出量に第四条第四号から第十六号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第四号から第十六号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

六 前条第十号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十一の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される第二条各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出量に第四条第十七号から第二十三号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第十七号から第二十三号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

七 前条第十一号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十二の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排出量に二万三千九百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

(特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法)

第六条 法第二十一条の二第三項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法と

(特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法)

第六条 法第二十一条の二第二項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法と

する。

一 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素 次に掲げる特定排出者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法

イ 第五条第一号に掲げる者 次に掲げる量を環境省令・経済産業省令で定めるところにより合算する方法

(1) (3) (略)

ロ 第五条第二号から第四号までに掲げる者 次に掲げる量を合算する方法

(1) (2) (略)

ハ 第五条第五号に掲げる者 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量という。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算する方法

二 二酸化炭素（前号に掲げるものを除く。） 別表第七の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

三 メタン 別表第八の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下

する。

一 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素 次に掲げる特定排出者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法

イ 前条第一号に掲げる者 省エネルギー法第七条第二項に規定する第一種エネルギー管理指定工場又は省エネルギー法第十七条第二項に規定する第二種エネルギー管理指定工場ごとに算定した次に掲げる量を環境省令・経済産業省令で定めるところにより合算する方法

(1) (3) (略)

ロ 前条第二号から第四号までに掲げる者 次に掲げる量を合算する方法

(1) (2) (略)

ハ 前条第五号に掲げる者 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量という。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算する方法

二 二酸化炭素（前号に掲げるものを除く。） 事業所において行われた別表第七の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

三 メタン 事業所において行われた別表第八の中欄に掲げる事業活

欄に掲げる量を合算する方法

四 一酸化二窒素 別表第九の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

五 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、別表第十の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

六 第二条各号に掲げるパーフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、別表第十一の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

七 六ふつ化硫黄 別表第十二の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

2 特定排出者は、その事業活動に伴う前項各号に掲げる物質の排出量を実測その他環境省令・経済産業省令で定める方法により算定することができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号(第一号イ(2)及びロ(2)を除く。)に掲げる方法に代えて、当該実測その他環境省令・経済産業省令で定める方法を用いて、法第二十一条の二第三項の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。

(法の規定の適用に係る技術的読替え)

第七条 法第二十一条の十の規定により省エネルギー法第十五条第一項(省エネルギー法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十一条の二から第二十一条の九まで、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、法第二十一条の十に定めるほか、次の表の

動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

四 一酸化二窒素 事業所において行われた別表第九の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

五 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、事業所において行われた別表第十の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

六 第二条各号に掲げるパーフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、事業所において行われた別表第十一の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

七 六ふつ化硫黄 事業所において行われた別表第十二の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

2 特定排出者は、その事業活動に伴う前項各号に掲げる物質の排出量を実測その他環境省令・経済産業省令で定める方法により算定することができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法に代えて、当該実測その他環境省令・経済産業省令で定める方法を用いて、法第二十一条の二第二項の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。

(法の規定の適用に係る技術的読替え)

第七条 法第二十一条の十の規定により省エネルギー法第十五条第一項(省エネルギー法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十一条の二から第二十一条の九まで、第三十条の三及び第三十一条の二の規定の適用については、法第二十一条の十に定めるほか、次

上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(略)

(略)

2 法第二十一条の十の規定により省エネルギー法第二十条第三項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十一条の二から第二十一条の九まで、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、法第二十一条の十に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(略)

(略)

3 法第二十一条の十の規定により省エネルギー法第五十六条第一項（省エネルギー法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十一条の二から第二十一条の九まで、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、法第二十一条の十に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(略)

(略)

2 法第二十一条の十の規定により省エネルギー法第二十条第三項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十一条の二から第二十一条の九まで、第三十条の三及び第三十一条の二の規定の適用については、法第二十一条の十に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(略)

(略)

3 法第二十一条の十の規定により省エネルギー法第五十六条第一項（省エネルギー法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十一条の二から第二十一条の九まで、第三十条の三及び第三十一条の二の規定の適用については、法第二十一条の十に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略) (略) (略)

4 法第二十一条の十の規定により省エネルギー法第六十三条第一項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十一条の二から第二十一条の九まで、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、法第二十一条の十に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略) (略) (略)

(財務局長等への権限の委任)

第二十二条 法第四十七条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、次の表の上欄に掲げる規定に基づくものについては、同欄に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる区域又は場所を管轄する同表の下欄に掲げる財務局長又は福岡財務支局長に委任するものとする。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

(略)	(略)	(略)
法第二十一条の二第一項、第二十一条の三第一項及び第二十一	第五条第一号に掲げる者、省エネルギー法第六十一条第二項に規定する特定荷主又は第五条第六号から第十一号まで	財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合）

(略) (略) (略)

4 法第二十一条の十の規定により省エネルギー法第六十三条第一項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十一条の二から第二十一条の九まで、第三十条の三及び第三十一条の二の規定の適用については、法第二十一条の十に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略) (略) (略)

(財務局長等への権限の委任)

第二十二条 法第四十七条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、次の表の上欄に掲げる規定に基づくものについては、同欄に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる区域又は場所を管轄する同表の下欄に掲げる財務局長又は福岡財務支局長に委任するものとする。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

(略)	(略)	(略)
法第二十一条の二第一項、第二十一条の三第一項及び第二十一	省エネルギー法第七条第二項に規定する第一種エネルギー管理指定工場若しくは省エネルギー法第十七条第二項に規	財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合）

条の八第一項	に掲げる者の主たる事務所の所在地	は、福岡財務支局長)
--------	------------------	------------

別表第七 (第五条―第六条関係)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

別表第八 (第五条―第六条関係)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

別表第九 (第五条―第六条関係)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

別表第十 (第五条―第六条関係)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

別表第十一 (第五条―第六条関係)

条の八第一項	定する第二種エネルギー管理指定工場の所在地、省エネルギー法第六十一条第二項に規定する特定荷主の主たる事務所の所在地又は第五条第六号から第十一号までに規定する事業所の所在地	は、福岡財務支局長)
--------	---	------------

別表第七 (第五条及び第六条関係)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

別表第八 (第五条及び第六条関係)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

別表第九 (第五条及び第六条関係)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

別表第十 (第五条及び第六条関係)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

別表第十一 (第五条及び第六条関係)

別表第十二（第五条―第六条関係）

(略) (略) (略)

(略) (略) (略)

別表第十二（第五条及び第六条関係）

(略) (略) (略)

(略) (略) (略)

○地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）（抄）
 （第二条関係）

改正案	現行
<p>（特定排出者）</p> <p>第五条 法第二十一条の二第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める者（以下「特定排出者」という。）は、次に掲げる者（第六号から第十一号までに掲げる者にあつては、常時使用する従業員の数が二十一人以上である者に限る。）とする。</p> <p>一 事業所を設置している者であつて、その設置しているすべての事業所（その者が法第二十一条の二第二項に規定する連鎖化事業者である場合にあつては、その同項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む。次条において同じ。）の原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第百六十七号）<u>第二条第二項</u>に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の合計量が千五百キロリットル以上であるもの</p> <p>二 十一（略）</p> <p>（法の規定の適用に係る技術的読替え）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 法第二十一条の十の規定により省エネルギー法<u>第二十条第三項</u>（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴つ</p>	<p>（特定排出者）</p> <p>第五条 法第二十一条の二第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める者（以下「特定排出者」という。）は、次に掲げる者（第六号から第十一号までに掲げる者にあつては、常時使用する従業員の数が二十一人以上である者に限る。）とする。</p> <p>一 事業所を設置している者であつて、その設置しているすべての事業所（その者が法第二十一条の二第二項に規定する連鎖化事業者である場合にあつては、その同項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む。次条において同じ。）の原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第百六十七号）<u>第二条第一項</u>に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の合計量が千五百キロリットル以上であるもの</p> <p>二 十一（略）</p> <p>（法の規定の適用に係る技術的読替え）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 法第二十一条の十の規定により省エネルギー法<u>第二十条第三項</u>の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第</p>

て発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十一条の二から第二十一条の九まで、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、法第二十一条の十に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十一条の四第一項	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）
第二十一条	当該報告に	当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定
第二十一条の四第二項第一号及び第三号	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）

第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十一条の二から第二十一条の九まで、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、法第二十一条の十に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十一条の四第一項	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二十条第三項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）
第二十一条	当該報告に	当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定
第二十一条の四第二項第一号及び第三号	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律第二十条第三項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）

3・4 (略)

<p>条の四第 二項第二 号</p>	<p>係る事項（</p>	<p>第二十一 条の五第 二項、第 二十一 の八第四 項</p>
<p>当該事項</p>	<p>により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項</p>	<p>事業所管大臣が所管する事業を行う</p>
<p>）</p>	<p>により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項</p>	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告に係る</p>

3・4 (略)

<p>条の四第 二項第二 号</p>	<p>係る事項（</p>	<p>第二十一 条の五第 二項、第 二十一 の八第四 項</p>
<p>当該事項</p>	<p>により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律第二十条第三項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項</p>	<p>事業所管大臣が所管する事業を行う</p>
<p>）</p>	<p>により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律第二十条第三項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項</p>	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律第二十条第三項の規定による報告に係る</p>